

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置(B)出口第2弁(空気作動弁)の点検において、駆動部より空気漏れが認められたため、当該駆動部を補修。	D	
2	1号機	換気空調系制御盤改造(警報追加)後の確認試験において、警報の不動作が確認され、継電器の動作不良が認められたため、対応検討。	D	
3	1号機	主蒸気隔離弁(F003D)のコントロールパネルの気密漏えい試験において、排気口より空気の微少漏えいが認められたため、当該コントロールパネルを補修。	D	
4	1号機	原子炉格納容器内原子炉圧力容器フランジ温度検出配管部より滲み(約40cc、放射能量約 3.0×10^2 ベクレル)が認められたため、当該部に受け容器を設置、対応検討。	D	
5	1号機	残留熱除去冷却海水ポンプ(A)用電動機点検において、固定子の楔に、緩み(8本)が認められたため、当該楔を打替。	D	
6	1号機	グランド蒸気蒸化器の加熱蒸気元弁用電動弁駆動部点検において、駆動部取付部から潤滑油のにじみが認められたため、対応検討。	D	
7	1号機	第2給水加熱器(C)水位調節主弁の点検において、排気管に詰まりが認められたため、対応検討。	D	
8	1号機	補機冷却海水ポンプ(A)用電動機点検において、固定子コイル巻線塗装部(ワニス)にひび割れが認められたため、対応検討。	D	
9	1号機	原子炉格納容器内側隔離弁(圧力抑制室窒素パージ弁)浸透探傷検査において、同弁棒に円形指示模様が発見されたため、当該指示模様部を補修。	C	・H21年3月11日 再審議にてグレード変更「D」→「C」
10	2号機	待機中の電動駆動原子炉給水ポンプ(B)において、吸込流量の異常により過度現象記録装置の作動が確認されたことから、対応検討。	D	
11	3,4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器循環ポンプ(A)点検時、ポンプのインペラとウエアリングの間隙寸法に判定値外れ及び軸振れが認められたため、対応検討。	D	
12	その他	2号機定検の請負工事において、タービン系弁点検の重複発注があり、点検が未実施の状態で見逃し処理を行ったことが認められたため、対応検討。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353